

## 長野市個人情報保護審査会について

### 1 設置根拠

地方自治法第138条の4第3項で規定する市の附属機関として、長野市個人情報保護条例第39条の規定に基づき設置

### 2 任 務

#### (1) 審査（条例第37条関係）

ア 自己情報の開示・訂正・抹消請求に係る決定に対する不服申立ての審査

#### (2) 審議（条例第7条、第13条及び第35条関係）

ア 本人以外から収集した個人情報について、本人に対する非通知に係る意見具申

イ 死亡者の情報を開示請求できる者の範囲に係る意見具申

ウ 事業者による個人情報の不適正な取扱いに対する指導に伴う公表に係る意見具申

#### (3) 建議

ア 個人情報保護に関する事項

### 3 委員の要件

「学識経験者」、「市長が必要と認める者」のうちから市長が委嘱

### 4 委員数 5人以内

### 5 任 期 2年間（現在の委員任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日）

### 【参考】

#### 長野市個人情報保護条例による審査会の具体的任務に関する規定

#### ○第7条第4項（収集の制限）

実施機関は、第2項第3号から第6号までの規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る保有目的を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、長野市個人情報保護審査会の意見を聴いて、通知しないことに合理的な理由があると認めたときは、この限りでない。

#### ○第13条第3項（開示の請求）

死者に関する記録情報については、次に掲げる者に限り、開示請求をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等以内の血族であつた者

- (2) 死者が未成年者又は成年被後見人である場合にあっては、死亡の時点において法定代理人であつた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、実施機関が長野市個人情報保護審査会の意見を聴いて開示請求を認めた者

#### ○第35条（事実の公表）

市長は、事業者が第33条の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだとき又は前条の規定による是正の勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、弁明の機会を与えるとともに、長野市個人情報保護審査会の審議を経なければならない。

#### ○第37条第1項（不服申立てがあつた場合の措置）

市長又は実施機関は、第17条第1項又は第25条第1項（第29条において準用する場合を含む。）の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく長野市個人情報保護審査会に諮問し、その審査を経て、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。